

注 文 書

1. 契約番号 2 0 2 5 0 0 1 0 8 1
2. 件 名 鳴子峡周辺外駐車場等誘導整理業務
3. 場 所 大崎市鳴子温泉地域尿前地内外
4. 履行期限 令和 7 年 1 1 月 1 4 日まで
5. 担 当 課 大崎市鳴子総合支所地域振興課
6. 添付書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
 - (3) 図面 (位置図)

仕 様 書

本業務は、警備業務に関する法令等を遵守し実施するものとする。
ただし、下記事項については本仕様書に基づいて実施するものとする。

第 1 章 誘導整理業務

- 1 業務場所については、次のとおりとする。
業務の名称 鳴子峡周辺外駐車場等誘導整理業務
業務の場所 大崎市鳴子温泉地域尿前地内外
- 2 業務に関する打合せは、次の時期に実施するものとする。
 - (1) 現地での誘導整理業務を開始するとき。
 - (2) 現地での誘導整理業務を終了したとき。
 - (3) その他、担当職員等が必要と認めたとき。
- 3 交通誘導警備員については、次のとおり適正に配置するものとする。
 - (1) 業務時間は、午前 8 時から午後 5 時までとし、駐車場の進入・退出誘導、場内の整理誘導及び歩行者の道路横断誘導等を行うものとする。
 - (2) 業務期間は、大深沢遊歩道の鳴子側及び中山側については、令和 7 年 10 月 18 日から令和 7 年 11 月 9 日までとし、交通誘導警備員 A（交通誘導警備員検定一級検定又は二級検定に合格した警備員とする。）及び交通誘導員 B（交通誘導警備員 A 以外の交通の誘導に従事する者）を各 1 名配置すること。
 - (3) 大深沢遊歩道については、紅葉最盛期の令和 7 年 10 月 20 日から令和 7 年 11 月 3 日までの期間に、交通誘導警備員 B を 1 名増員して配置すること。
 - (4) 岩堂沢ダム湖については、令和 7 年 10 月 19 日から令和 7 年 11 月 3 日までの土曜、日曜及び祝日のみとし、交通誘導警備員 B を 1 名配置すること。
 - (5) 誘導整理業務にあたっては、警備業法施行規則第 38 条第 1 項による教育の履行者、過去 3 年以内に建設協会等が主催した建設工事の事故防止のための安全講習会を受講した者、あるいは交通誘導警備員検定（1 級又は 2 級）の合格者を配置するものとし、受注後に教育の実施状況、受講証の写し等の資料を、担当職員等に提出するものとする。
- 4 成果品は次のとおりとする。
 - (1) 業務報告書 1 部
※報告書の作成方法等については、受注後担当職員等と協議すること。

第 2 章 暴力団の排除について

- 1 暴力団の排除

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

第 3 章 被災者等の雇用について

- 1 工事等の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

第 4 章 その他

- 1 仕様書又は図面等に疑義を生じたとき、その他業務の遂行に支障が生じたときは、直ちに担当職員等と協議するものとする。

[illegible]

設計内訳書

業務番号:

業務名	業務区分・業種・種別				事業区分	業務区分	金額	摘要
業務名	鳴子峡周辺外駐車場等誘導整理業務				事業区分	業務区分	金額	摘要
委託業務費								
警備								
駐車場等誘導整理								
交通誘導警備員	警備員区分A・B, 平日・休日区分を均して換算 業務時間:8時～17時(内休憩1時間) 諸経費込み	延人・日	128					
業務価格								
消費税等相当額							10%	
合計(委託業務費)								

□ : 休祝日

①大深沢遊歩道（鳴子側）

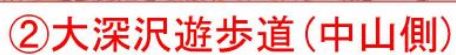
②大深沢遊歩道（中山側）

③岩堂沢ダム湖

合計 (①+②+③)

月	令和6年10月																															令和6年11月														
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	合計		
交通誘導警備員A																		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2					46		
交通誘導警備員B																		2	3	4	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	4	4	5	5	5	2	2	2	2	2	2					82
計																		4	5	6	6	6	6	6	6	7	7	6	6	6	6	6	7	7	7	4	4	4	4	4	4					128

鳴子



①大深沢遊歩道(鳴子側)

位置図



大崎市役所
北海道地図株式会社仙台支店

0 250 500 750 1000 m
1:25000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。(承認番号 平17総使、第10-95号)